

マイナンバーカードを使って手続きが簡単にできます

問合せ 町民福祉課 戸籍担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

証明書交付

全国のコンビニエンスストアなどにあるマルチコピー機(キオスク端末)から証明書が発行できます。
【利用時間】 午前6時30分～午後11時

取得できる証明書	交付手数料	取得できる方	備考
住民票の写し	100 円	本人または同一世帯の方	住民票コードは記載されません。
印鑑登録証明書		神川町で印鑑登録済みの方(本人のみ)	コンビニ交付の場合は印鑑登録カードは必要ありません。

※満15歳以上で利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号)が搭載されているマイナンバーカードをお持ちの方が対象です。

転出・転入予約手続き

引越しをする際に手続きが必要な転出届、転入予約(来庁予定の連絡)は、マイナポータルを通じてオンラインによる提出が可能です。このサービスを利用する方は、転出に限り神川町窓口への来庁が原則不要となります。
※電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちで、日本国内での引越しをする方が利用できます。

転出の際の外出不要に



オンラインで転出届を提出するため、原則、市区町村窓口へ行く必要がありません。

いつでも手続きができる



窓口が開いている時間を気にせず、祝日や夜間などいつでも手続きができます。

転入時の手続きもスムーズに



引越し先の市区町村へ来庁通知や転入時に必要な手続きや持ち物が事前に確認できます。

証明書交付について詳しくは町ホームページをご覧ください。



転出・転入予約手続きについて詳しくはマイナポータルをご覧ください。



令和8年度から適用される個人住民税の主な改正内容

問合せ 税務課 町民税担当 ☎0495-77-2116 FAX0495-77-2117

物価上昇局面における税負担軽減等の観点から給与所得控除の見直し、各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)が創設されました。
改正は令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度個人住民税に適用されます。

給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、最低保障控除額が最大10万円引き上げられます。
対象者 給与収入金額が190万円以下の方

各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

給与所得控除の見直しにともない、各種扶養控除等の適用を受ける場合における所得要件額が10万円引き上げられます。

所得要件	改正前	改正前（給与収入ベース）	改正後	改正後（給与収入ベース）
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額	48 万円	103 万円	58 万円	123 万円
ひとり親と認められる要件の者と生計を一にする子の総所得金額	48 万円	103 万円	58 万円	123 万円
雑損控除の適用を認められる親族に係る総所得金額	48 万円	103 万円	58 万円	123 万円
勤労学生の合計所得金額	75 万円	130 万円	85 万円	150 万円
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55 万円	—	65 万円	—

大学生年代の扶養親族に関する特別控除(特定扶養親族特別控除)の創設

生計を一にする19歳以上23歳未満の親族の内、合計所得金額が58万円(改正後の所得要件)を超えて扶養控除を適用できていなかった者についても段階的に控除を受けられるようになります。
対象者 以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者
1. 年齢19歳以上23歳未満の親族(配偶者および青色事業専従者等を除く)
2. 合計所得金額が58万円超123万円以下(給与収入のみの場合は123万円超188万円以下)

改正内容の詳細は町ホームページをご確認ください。また所得税の税改正については国税庁ホームページをご確認ください。



神川町ホームページ



国税庁ホームページ